

環境 SDGs 認知度向上業務（HP の再整備） 企画提案要領

1 業務名称

環境 SDGs 認知度向上業務（HP の再整備）

2 業務の趣旨・目的

別紙「環境 SDGs 認知度向上業務（HP の再整備）仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

3 業務内容

仕様書のとおり

4 見積限度額

1,690 千円（消費税及び地方消費税を含む）

- （１）委託上限額での契約を保証するものではない。
- （２）応募に要する経費は含まない（提案者の負担とする）。
- （３）採用された事業者には採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りを依頼する。

5 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしている者であること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- （２） 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- （３） 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- （４） 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律 225 号)に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと。
- （５） 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- （６） 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- （７） 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

7 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年7月16日(木) |
| (2) 質問票提出期限 | 令和8年7月22日(水) 正午必着 |
| (3) 参加申込 | 令和8年7月23日(木) 17時必着 |
| (4) 質問回答 | 令和8年7月24日(金) まで |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和8年7月30日(木) 正午必着 |
| (6) 結果通知 | 令和8年8月下旬 |

8 質問及び回答

次のとおり応募を予定している事業者からの質問を受け付ける。

- (1) 受付期限
令和8年7月22日(水) 正午必着
- (2) 質問方法
「質問書【様式1】」を電子メールで提出すること。
※メール件名を「環境 SDGs 認知度向上業務 (HP の再整備) 質問」とすること。
※提出した旨を電話で連絡すること。
- (3) 提出先
15 問い合わせ先に同じ
- (4) 回答
質問に対する回答は、令和8年7月24日(金) までに質問者及び参加申込の意識表示があった事業者へ、電子メールで回答する。ただし、質問及び回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ電子メールで回答する。

9 説明会

説明会は実施しない。

10 参加申込

企画提案の参加を希望する事業者は、「参加申込書【様式2】」を電子メールにより提出すること。

- ※件名を「環境 SDGs 認知度向上業務 (HP の再整備) 参加申込」とすること。
※提出した旨を電話で連絡すること。

- (1) 提出期限
令和8年7月23日(木) 17時必着
- (2) 提出先
15 問い合わせ先に同じ

11 応募の手続等

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙【様式3】
- イ 企画提案書本体（任意様式）
- ウ 業務実施体制表【様式4】
- エ 費用見積書（任意様式）

宛名は、「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、数量、費用全体に係る消費税及び地方消費税を明記すること。

オ 誓約書【様式5】

- カ 会社概要（パンフレット等）
- キ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）（*）
- ク 決算書の写し（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分）（*）
- ケ その他（任意）

※「*」のついた書類は、「群馬県令和8年度・9年度物件等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要。

(2) 提出方法

電子メールによる。

添付ファイルを含めて7MBを超える場合は、提出方法について県に相談すること。

※件名を「環境 SDGs 認知度向上業務（HP の再整備）企画提案書」とすること。

※提出した旨を電話で連絡すること。

(3) 提出期限

令和8年7月30日（木）正午必着

(4) 提出先

15 問い合わせ先に同じ

(5) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上複製を作成することがある。

(6) その他注意事項

- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。
- ・提案者が提出書類に虚偽をした場合は当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがある。

12 審査

(1) 審査方法

提出された書類を以下の審査基準に基づき審査し、優先交渉者及び次点交渉者を決定する。

審査は「環境 SDGs 認知度向上業務(HP の再整備)委託プロポーザル審査委員会」が、書面で行う。プレゼンテーションは実施しないが、審査する上で必要が生じた場合は、提案内容について提案者に対してヒアリングを行う場合がある。

(2) 審査基準

- ・趣旨・目的の理解に関すること
(事業目的及び仕様書の理解度、課題認識の妥当性)
- ・実施体制等に関すること
(業務遂行能力、業務への熱意・意欲、関係者との調整能力、類似業務実績、財務状況及び作業スケジュールの実現可能性等)
- ・企画提案内容に関すること
(利用者の行動変容及び問い合わせ増加につながる導線設計、ホームページのデザイン性・視認性、各コンテンツの企画力、SEO 対策、実現性、具体性及び独創性等)
- ・積算に関すること
(見積額、積算内訳の妥当性及び費用対効果)
- ・提案全体に関すること
(提案内容全体の整合性、説得力及び期待される事業効果)

(3) 審査期間

令和 8 年 7 月 30 日 (木) 午後～8 月 6 日 (木) 正午

(4) 結果通知

令和 8 年 8 月下旬 (予定)

各応募事業者あてに電子メールで通知する。

13 契約

- ・前記 12 において選定された者を事業の優先交渉者とする。
- ・優先交渉者は、県との間で契約交渉を行う。
- ・仕様書及び企画提案内容は、委託予定者選定のためのものであるため、改めて細部を打合せの上、契約内容及び契約金額を決定する。
- ・優先交渉者との協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

14 企画提案書作成にあたり配布する資料

- ・環境 SDGs 認知度向上業務 (HP の再整備) 企画提案要領
- ・環境 SDGs 認知度向上業務 (HP の再整備) 仕様書
- ・質問票【様式 1】
- ・参加申込書【様式 2】
- ・企画提案書表紙【様式 3】

- ・業務実施体制表【様式4】
- ・誓約書【様式5】

15 問い合わせ先

群馬県環境森林部環境政策課

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁16階

Tel 027-226-2821（平日の8:30～17:15。但し、12:00～13:00を除く）

E-mail kanseisaku@pref.gunma.lg.jp